

名護市学校施設ブロック塀等安全対策整備計画



屋部中学校正門通り（令和2年完成）

令和3年 12 月

名護市教育委員会教育施設課

—目次—

1	背景・目的	・・・・・・・・ 1
2	本計画の位置づけ	・・・・・・・・ 1
3	対象の学校施設	・・・・ 2～3
	(1) 対象施設	
	(2) 対象施設の位置	
4	安全対策の実施状況	・・・・ 3～5
	(1) 注意喚起の状況	
	(2) 再整備の状況	
5	安全対策の実施方針	・・・・ 6～12
	(1) ブロック塀等の緊急度判定	
	(2) 整備の優先順位	
	(3) 既存ブロック塀等の状況	
	(4) 再整備の安全対策例	
6	整備計画	・・・・ 13
7	整備スケジュール	・・・・ 13
8	補助金事業等の活用	・・・・ 14
9	計画の見直し	・・・・ 14
10	参考資料	・・・・ 15～18
	【参考資料-1】 ブロック塀の診断カルテ	
	【参考資料-2】 学校施設ブロック塀等実態調書	
	【参考資料-3】 実施計画表(10ヵ年計画)	
	【参考資料-4】 建築基準法規定のブロック塀	

1 背景・目的

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震において、小学校のブロック塀が倒壊し女子児童が犠牲となった事故を受け、ブロック塀の安全性が再問題化された中で、全国的に安全点検等状況調査が実施され、その対策が各自治体で進められているところである。

本市においては、令和 2 年 3 月までに全ての学校施設に設置されているブロック塀及び土留め等に使用されているブロック（以下、「ブロック塀等」という。）の詳細な実態調査※¹を完了し、危険なブロック塀等については児童生徒等の安全確保のため、注意喚起の措置及び撤去やフェンス等への再整備による安全対策を行ってきたところであり、引続き計画的な整備を実施していく必要がある。

本市の学校施設における現存ブロック塀等の総延長は 5,694.6m 有り、そのうち危険なブロック塀等は、現在、2,959.8m にも及ぶため、全てのブロック塀等の安全対策を実施するには、相当の費用と期間を必要とする。

本計画は、児童生徒等が安全で安心して学校生活を送れるよう、市内学校施設に現存するブロック塀等について、高さ、劣化、設置場所及び周辺の状況等により整備の優先順位を判断し、必要な設計料や工事費等を勘案した上で事業の平準化を図り、計画的な安全対策の整備を推進していくための方針を定めるものとする。

※¹ 詳細な実態調査 → 名護市学校施設ブロック塀等調査

2 本計画の位置づけ

上位計画

- 文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）
- 第5次 名護市総合計画
 - 政策2 育みと学びのあるまちづくり【子育て・教育】
 - 施策4 学校教育の充実
 - 「安全で快適な教育環境づくりに向け、施設整備や学校備品等の充実を図る。（抜粋）」
- 第3次 名護市教育振興基本計画
 - 基本方針Ⅰ 豊かな学びを育む教育の推進
 - 基本施策2 学校教育環境の充実
 - 「子どもたちが安全・安心に学校生活を送れるよう、より良い教育環境の整備に向けて取組めます。（抜粋）」
- 名護市公共施設等総合管理計画
- 名護市国土強靱化地域計画

3 対象の学校施設

(1) 対象施設

本計画の対象となる学校（幼稚園含む）は 33 施設とする。

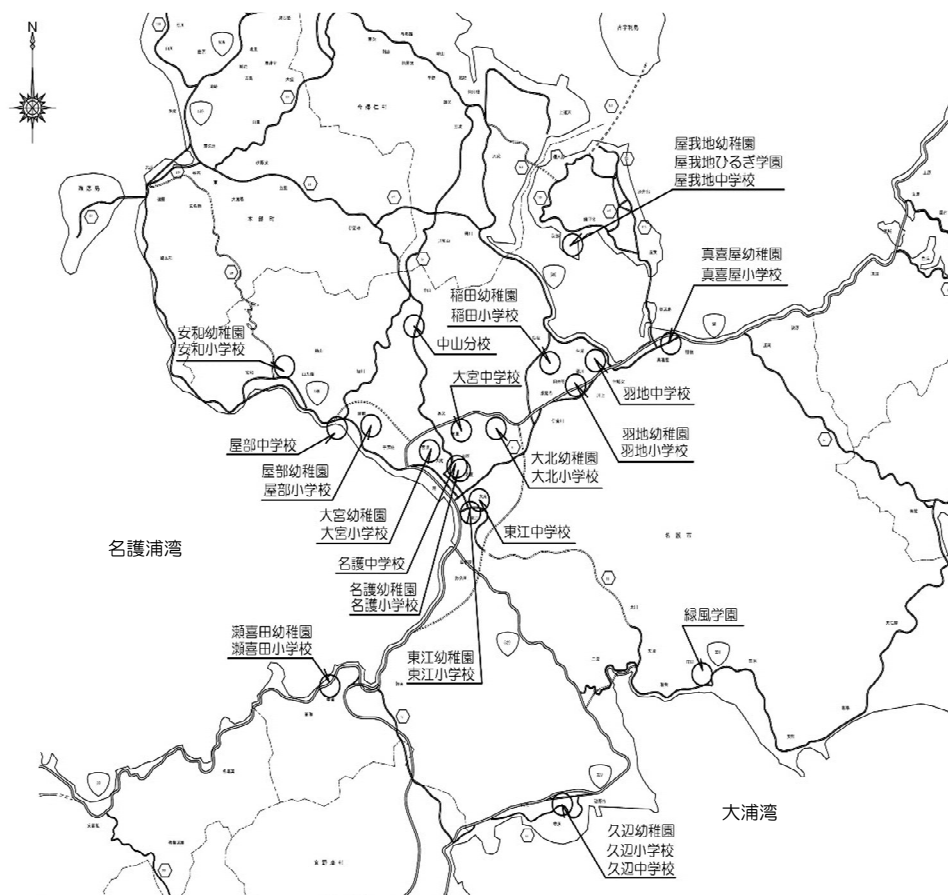
【表-1】対象学校施設

施設区分	施設数	施設名	施設所在地
小学校	12 施設	真喜屋小学校	字真喜屋 571 番地
		羽地小学校	字田井等 601 番地 2
		稲田小学校	字我部祖河 440 番地 1
		安和小学校	字安和小学校 174 番地
		屋部小学校	字屋部 47 番地
		屋部小学校中山分校	字中山 208 番地 1
		大宮小学校	宮里五丁目 13 番 22 号
		名護小学校	大西二丁目 2 番 22 号
		東江小学校	東江一丁目 7 番 2 号
		瀬喜田小学校	字幸喜 4 番地 1
		久辺小学校	字豊原 208 番地
		大北小学校	大北四丁目 19 番 37 号
中学校	7 施設	屋我地中学校(財産処分予定)	字饒平名 159 番地
		羽地中学校	字仲尾次 770 番地
		屋部中学校	字屋部 546 番地
		名護中学校	大西二丁目 2 番 33 号
		久辺中学校	字豊原 208 番地
		東江中学校	大東二丁目 1 番 1 号
		大宮中学校	宮里七丁目 2 番 66 号
幼稚園	12 施設	屋我地幼稚園	字饒平名 159 番地
		真喜屋幼稚園	字真喜屋 571 番地
		羽地幼稚園	字田井等 601 番地 2
		稲田幼稚園	字我部祖河 440 番 1
		安和幼稚園	字安和 174 番地
		屋部幼稚園	字屋部 47 番地
		大宮幼稚園	宮里五丁目 13 番 22 号
		名護幼稚園	大西二丁目 2 番 22 号
		東江幼稚園	東江一丁目 7 番 2 号
		瀬喜田幼稚園	字幸喜 4 番地 1
		久辺幼稚園	字豊原 208 番地
		大北幼稚園	大北四丁目 19 番 32 号
小中一貫校	2 施設	緑風学園	字汀間 122 番地
		屋我地ひるぎ学園	字饒平名 159 番地
合計	33 施設		

(2) 対象施設の位置

本計画の対象学校施設の位置を図-1 に示す。

【図-1】位置図(33 施設)



4 安全対策の実施状況

文部科学省から、平成 30 年 6 月 19 日付け「学校におけるブロック塀等の安全点検等について（通知）」及び同年 6 月 29 日付け「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査について（依頼）」を受け、市内全学校のブロック塀等の状況調査を実施した。

「安全対策等状況調査」の結果から、危険なブロック塀等による事故防止の安全対策として、児童生徒等への周知や指導、張り紙及び立入禁止等の注意喚起を措置するよう市内の全学校へ通知し対応を行った。また、早急に整備を行う必要のあった一部のブロック塀等については、平成 30 年 9 月から平成 31 年 3 月において撤去やフェンス等への再整備を実施した。

(1) 注意喚起の状況

① 張り紙の状況

【写真-1】張り紙 （東江小学校）



② カラーコンによる立入禁止の状況

【写真-2】立入禁止 （名護小学校）



(2) 再整備の状況

① 危険ブロック塀の撤去

【写真-3】ブロック塀撤去 （名護幼稚園）

〔 着手前 〕

〔 完 了 〕

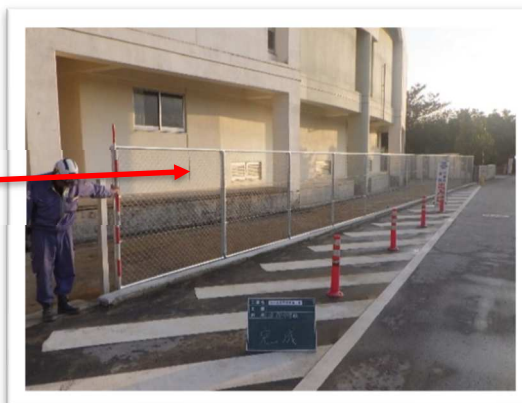


② フェンスへの再整備

【写真-4】フェンス設置 （屋部中学校）

〔 着手前 〕

〔 完 了 〕



5 安全対策の実施方針

(1) ブロック塀等の緊急度判定

“【参考資料-1】ブロック塀の診断カルテ” ※²に基づき、全てのブロック塀等を診断し、その結果を“【表-2】ブロック塀緊急度判定指標”により「段階1/危険」から「段階6/健全」までの各段階へ整理し、緊急度判定を行う。

判定の結果が「段階1/危険」及び「段階2/注意」となったブロック塀等を先行して整備していくものとする。

※²ブロック塀の診断カルテ →15 頁参照

【表-2】ブロック塀等緊急度判定指標

段 階	緊急度判定	評 点	建築基準法適否	劣化状況
段階1	危 険	40 点未満	不適合	有る
段階2	注 意	40～54 点	不適合	有る
段階3	一応安全	55～69 点	不適合	有る
段階4	一応安全	55～69 点	不適合	無し
段階5	安 全	70 点以上	不適合	無し
段階6	健 全	70 点以上	適 合	無し

(2) 整備の優先順位

緊急度判定において先行整備となった「段階1」※³と「段階2」※⁴のブロック塀等について、更に児童生徒等の安全を優先として、「倒壊の方向」「土圧の位置」「緩衝帯の有無」及び「人的被害の危険性」を総合的に判断し、“【表-3】整備優先順位指標”により、順位[1]から順位[14]までの各優先順位へ整理し、人的被害の危険性の高いものから順に整備していくものとする。

※³段階1 → 「危険」である

※⁴段階2 → 「注意」を要する

【表-3】整備優先順位指標

段 階	優先順位	倒壊の方向※ ⁵	土圧の位置※ ⁶	緩衝帯※ ⁷	人的被害の危険性
段階1	[1]	通学路	—	—	高
段階2	[2]				
段階1	[3]	学校敷地 内	高い	無	
段階2	[4]				
段階1	[5]	学校敷地 外	高い	無	
段階2	[6]				
段階1	[7]	学校敷地 内	高い	有	
段階2	[8]				
段階1	[9]	学校敷地 外	高い	有	
段階2	[10]				
段階1	[11]	学校敷地 内	低い	—	
段階2	[12]				
段階1	[13]	学校敷地 外	低い	—	低
段階2	[14]				

※⁵土圧がかかっていない方向を倒壊方向とする。

※⁶土がかかる高さ 40cm 以下を「低い」とする。

(一社) 全国建築コンクリートブロック工業会による

※⁷花壇や植樹帯などがブロック塀等と隣接していれば「有」とする。

(3) 既存ブロック塀等の状況

① 優先順位 [1], [2]

通学路側へ倒壊の危険性があり、人的被害の危険性が高いもの。

【写真-5】左側敷地内(運動場)/右側通学路(市道) (名護中学校)



② 優先順位 [3], [4]

学校敷地内へ倒壊の危険性があり、ブロック塀の土圧が高い位置から生じ、花壇や植樹帯などの緩衝帯が無く、人的被害の危険性が高いもの。

【写真-6】左側中学校(校内通路)/右側幼稚園敷地内(園庭) (久辺幼稚園)



③ 優先順位 [5], [6]

学校敷地外へ倒壊の危険性があり、ブロック塀の土圧が高い位置から生じ、花壇や植樹帯などの緩衝帯が無く、人的被害の危険性が高いもの。

【写真-7】 左側敷地内(正門通り)/右側敷地外(民地) (真喜屋小学校)



④ 優先順位 [7], [8]

学校敷地内へ倒壊の危険性があり、ブロック塀の土圧が高い位置から生じ、花壇や植樹帯などの緩衝帯が有り、人的被害の危険性がやや高いもの。

【写真-8】 左側幼稚園(園庭)/右側敷地内(正門通り) (真喜屋小学校)



⑤ 優先順位 [9], [10]

学校敷地外へ倒壊の危険性があり、ブロック塀の土圧が高い位置から生じ、花壇や植樹帯などの緩衝帯が有り、人的被害の危険性がやや低いもの。

【写真-9】 左側敷地外(水路)/右側敷地内(園庭) (東江幼稚園)



⑥ 優先順位 [11], [12]

学校敷地内へ倒壊の危険性があり、ブロック塀の土圧が低い位置から生じ、人的被害の危険性が低いもの。

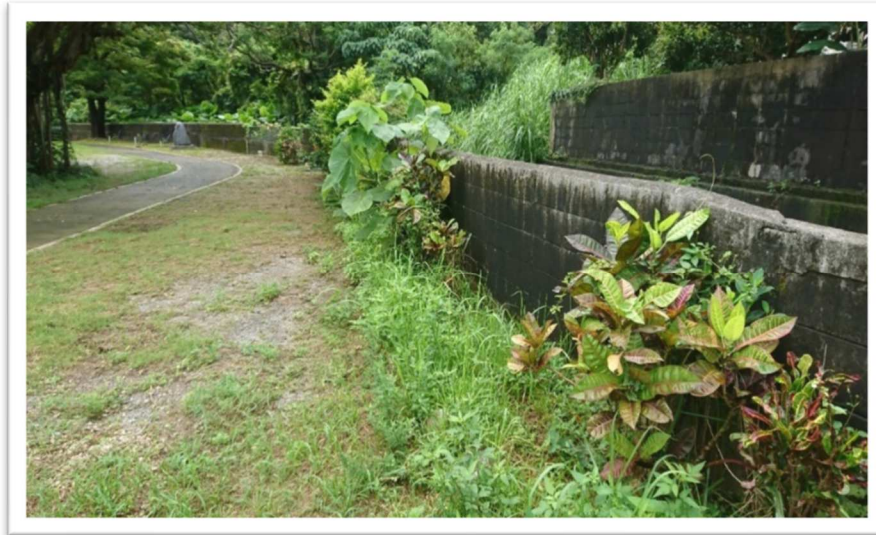
【写真-10】 左側中学校(運動場)/右側小学校敷地内(体育館) (久辺小学校)



⑦ 優先順位 [13], [14]

学校敷地外へ倒壊の危険性があり、ブロック塀の土圧が低い位置から生じ、
人的被害の危険性が低いもの。

【写真-11】 左側敷地内(校内通路)/右側敷地外(水路) (安和小学校)

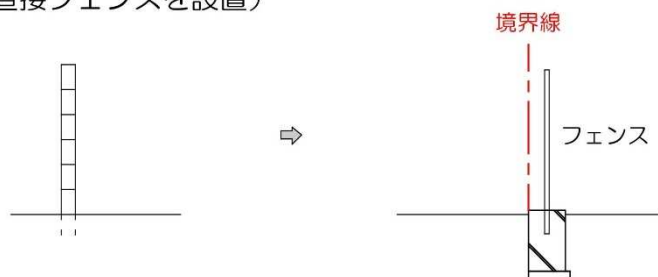


(4) 再整備の安全対策例

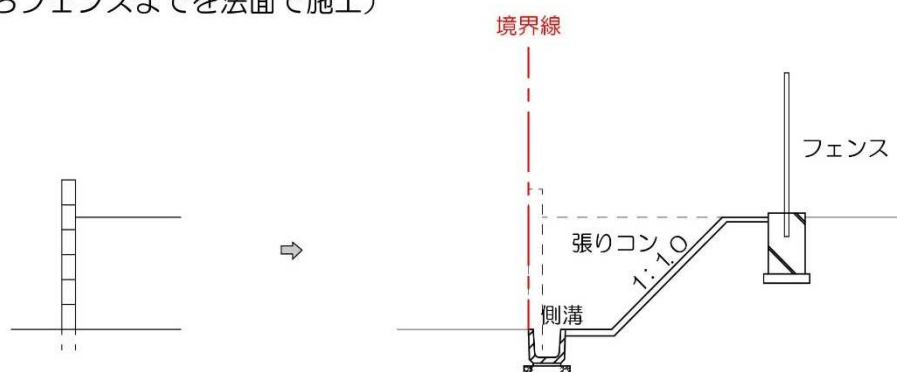
次の図を標準的な整備の対策例とし、それぞれのブロック塀等の設置場所及び周辺の状況にあった適切な安全対策を検討し整備する。

【図-2】再整備安全対策例

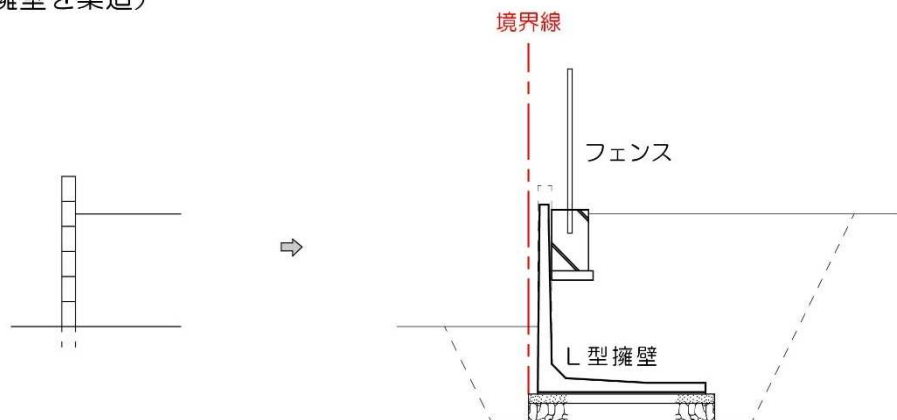
- ① 敷地がフラットである場合
(境界線へ直接フェンスを設置)



- ② 敷地に高低差があって学校用地に余裕が有る場合
(境界線からフェンスまでを法面で施工)



- ③ 敷地に高低差があって学校用地に余裕が無い場合
(境界線に擁壁を築造)



6 整備計画

「名護市学校施設ブロック塀等調査（令和2年3月）」※⁸により、6段階判定のうちの「段階1/危険」及び「段階2/注意」と判定されたブロック塀等について、「安全対策の実施方針」に基づき、危険度判定や優先順位を整理して整備計画を立てる。

ブロック塀等の整備延長について、学校施設に現存するブロック塀等の総延長は 5,694.6mとなっており、そのうち優先的に整備すべきブロック塀等の延長は、「段階1/危険」が217.1m、「段階2/注意」が2,742.7mで、合計2,959.8mとなっている。ただし、「段階1/危険」及び「段階2/注意」のブロック塀等と「段階3/一応安全」から「段階5/安全」までの判定となったブロック塀等とが連続し縦列して存置され、同時に整備する方が効率的と判断できる場合は合わせて整備を行うため、整備対象延長※⁹は当該「段階3/一応安全」以上のブロック塀等を含めた3,294.9mとする。

再整備にあたっては、ブロックに替えて、光や風が透過され見通しも明るく開放感のあるフェンス※¹⁰で整備していくことを基本とする。

※⁸ 名護市学校施設ブロック塀等調査（令和2年3月）及び ※⁹ 整備対象延長

→【参考資料-2】学校施設ブロック塀等実態調書 16 頁参照

※¹⁰ フェンス →再整備の状況として表紙及び5 頁参照

7 整備スケジュール

「安全対策の実施方針」及び「整備計画」に基づき、緊急度や優先度などを勘案し人的被害の危険性の高いものから順に、事業の平準化を図りながら整備スケジュールを立てる。

事業の実施にあたっては、市の実施計画へ位置付けをし、実施計画表※¹¹により年次的に整備していくものとする。

なお、令和13年度までの10ヵ年計画では、整備対象延長の3,294.9m(120箇所)のうち1,246.5m(45箇所)を整備していくものとする。

※¹¹ 実施計画表 →【参考資料-3】実施計画表(10ヵ年計画)17 頁参照

8 補助金事業等の活用

平成 30 年度において、国（文部科学省）の補正予算として創設された臨時特例交付金を活用し、延長 173m（小学校 3 校、中学校 3 校）のブロック塀等を再整備した。当該特例交付金については、建築基準法※¹²に準拠していないブロック塀等は事業の対象から除かれており、また、その後の国等の補助金等も設置されていないことから、現在、危険ブロック塀の再整備を進めていくには、各自治体において対応せざるを得ない状況となっている。

事業実施においては、財源確保が必要であることから、他の省庁が所管する活用可能な補助メニューを関係部署とも連携を図りながら検討を行う。また、文部科学省の既事業である屋外教育環境整備事業（グラウンド整備）等で、その事業の実施タイミングを勘案しつつ、合わせて整備する方が効率的と判断できる場合は、当該既事業の活用も含めて検討する。

なお、緊急に安全対策しなければならない危険ブロック塀等の再整備が必要となった場合は、その都度、予算措置を行い実施していくものとする。

※¹² 建築基準法 →【参考資料-4】建築基準法規定のブロック塀 18 頁参照

9 計画の見直し

既存ブロック塀等の緊急度判定や優先順位においては、現存するブロック塀等の高さ、劣化、設置場所及び周辺の状態等を総合的に勘案して優先付けを行っていることから、新たな劣化の発生や周辺の状態変化等についての安全点検を年に 1 回程度実施し、また、各学校で毎月実施している安全点検による報告や修繕要請等も活用しながら、必要に応じて本計画の見直しを行い、児童生徒等が安全で安心して学校生活を送れるよう、ブロック塀等の安全対策を実施していく。

10 参考資料

【参考資料-1】ブロック塀の診断カルテ

ブ ロ ッ ク 塀 の 診 断 カ ル テ

A．基本性能の診断〔基本性能値〕

診 断 項 目	基準点	評価点
建築後の年数	10年未満 10以上、20年未満 20年以上	10 ① 8 () 5
高さの増積み	なし あり	10 ② 0 ()
使用状況	塀単独 土留め・外壁等を兼ねる	10 ③ 0 ()
塀の位置	塀の下に擁壁なし 塀の下に擁壁あり	10 ④ 5 ()
塀の高さ	1.2m以下 1.2mを越え、2.2m以下 2.2mを越える	15 ⑤ 10 () 0
塀の厚さ	15cm以上 12cm 10cm	10 ⑥ 8 () 5
透かしブロック	なし あり	10 ⑦ 5 ()
鉄筋	あり なし 確認不能	10 ⑧ 0 () 0
控え壁・控え柱	あり なし	10 ⑨ 5 ()
かさ木	あり なし	10 ⑩ 5 ()
基本性能値(①～⑩までの評価点の合計) () ^A		

B．壁体の外観診断〔外観係数〕

診 断 項 目	基準係数	評価係数
全 体 の 傾 き	なし あり	1.0 ⑪ 0.7 ()
ひ び 割 れ	なし あり	1.0 ⑫ 0.7 ()
損 傷	なし あり	1.0 ⑬ 0.7 ()
著 し い 汚 れ	なし あり	1.0 ⑭ 0.7 ()
外観係数(⑪～⑭の最小値)		() ^B

C．壁体の耐力診断〔耐力係数〕

診 断 項 目	基準係数	耐力係数
ぐ ら つ き ^{*1}	動かない わずかに動く 大きく動く	1.0 0.8 0.5

*1 診断する場合は、周囲に人がいないことを確認し、必ず前方へ押して下さい。

D．保全状況の診断〔保全係数〕

診 断 項 目	基準係数	保全係数
補強・転倒防止対策等の有無	あり なし	1.5 1.0
保全係数() ^D		()

診断結果の判定

1. 総合評価点(Q)を求めましょう。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{基本性能値} \\ \hline A \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{外観係数} \\ \hline B \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{耐力係数} \\ \hline C \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{保全係数} \\ \hline D \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点(Q)} \\ \hline \end{array}$$

2. 総合評価点(Q)から、診断結果を判定しましょう。



安全性の判定と今後の対応			
総合評価点	判定	今後の対応	
□ Q ≥ 70	安全である	3～5年後にまた診断して下さい。	
□ 55 ≤ Q < 70	一応安全である	1年後にまた診断して下さい。	
□ 40 ≤ Q < 55	注意を要する	精密診断を行い、再度判定するか転倒防止対策等を講じて下さい。	
□ Q < 40	危険である	早急に転倒防止対策を講じるが、撤去して下さい。	

※ 診断結果は、あくまでも目安です。専門家による精密診断を受けると、より正確に判定できます。

※ (一社) 全国建築コンクリートブロック工業会によるカルテ

【参考資料-2】学校施設ブロック塀等実態調査

令和2年3月

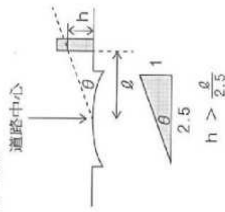
順	学校/幼稚園 小学校10/12 中学校 7/7 幼稚園11/12 一貫校 2/2 合 計30/33	延長(m)													高さ(m)		
		総延長	現存塀	現存塀に対する緊急度判定						整備対象塀					H≦ 1.2m	1.2m< H≦ 2.2m	H> 2.2m
				段階1 危険	段階2 注意	段階3 一応安全	段階4 一応安全	段階5 安全	段階6 健全	整備対象延長		存置場所					
										箇所	延長	道路	隣地	構内			
		6,053.3	5,694.6	217.1 3.8%	2,742.7 48.2%	1,777.8 31.2%	44.6 0.8%	857.0 15.0%	55.4 1.0%	120	3,294.9	637.6 19.4%	1,293.4 39.3%	1,363.9 41.4%	1,706.1 51.8%	1,330.3 40.4%	258.5 7.8%
1	真喜屋小学校	336.6	336.6	22.0	287.1	0.0	8.6	18.9	0.0	9	317.7	45.6	269.5	2.6	14.8	156.4	146.5
2	羽地小学校	556.8	556.8	6.8	501.4	21.2	0.0	27.4	0.0	15	535.6	188.7	341.7	5.2	253.4	257.0	25.2
3	稲田小学校	362.9	362.9	11.8	206.4	82.5	5.0	57.2	0.0	15	228.7	0.0	44.5	184.2	121.2	107.5	0.0
4	安和小学校	411.2	331.5	0.0	44.2	243.0	0.0	36.0	8.3	4	48.3	21.4	26.9	0.0	9.0	39.3	0.0
5	屋部小学校	126.2	126.2	0.0	18.0	99.6	0.0	8.6	0.0	1	18.0	0.0	18.0	0.0	18.0	0.0	0.0
6	中山分校	0.0	0.0	ブロック塀無存置													
7	大宮小学校	162.3	116.3	0.0	0.0	116.3	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
8	名護小学校	202.0	202.0	68.5	0.0	81.0	15.0	37.5	0.0	2	130.0	61.5	0.0	68.5	0.0	130.0	0.0
9	東江小学校	101.4	101.4	0.0	2.8	98.6	0.0	0.0	0.0	1	2.8	0.0	2.8	0.0	0.0	2.8	0.0
10	瀬喜田小学校	175.7	175.7	0.0	23.6	137.3	0.0	14.8	0.0	2	23.6	13.4	10.2	0.0	0.0	23.6	0.0
11	久辺小学校	489.0	460.7	0.0	288.7	37.3	0.0	134.7	0.0	14	346.2	0.0	54.5	291.7	205.5	140.7	0.0
12	大北小学校	0.0	0.0	ブロック塀無存置													
	小学校 計	2,924.1	2,770.1	109.1	1,372.2	916.8	28.6	335.1	8.3	63	1,650.9	330.6	768.1	552.2	621.9	857.3	171.7
1	屋我地中学校 (財産処分予定)	301.5	301.5	0.0	38.0	212.8	0.0	3.6	47.1	1	38.0	0.0	0.0	38.0	38.0	0.0	0.0
2	羽地中学校	255.4	255.4	21.1	27.7	109.8	0.0	96.8	0.0	4	132.5	21.1	0.0	111.4	83.7	48.8	0.0
3	屋部中学校	263.4	237.4	0.0	194.3	40.6	0.0	2.5	0.0	4	200.4	19.2	179.9	1.3	181.2	19.2	0.0
4	名護中学校	347.8	337.3	54.4	40.9	159.6	0.0	82.4	0.0	9	129.6	93.8	35.8	0.0	0.0	75.2	54.4
5	久辺中学校	591.9	575.5	0.0	460.0	7.2	0.0	108.3	0.0	3	460.0	13.5	0.0	446.5	419.0	41.0	0.0
6	東江中学校	94.1	61.8	0.0	35.3	5.0	0.0	21.5	0.0	3	46.3	46.3	0.0	0.0	46.3	0.0	0.0
7	大宮中学校	32.4	32.4	16.4	0.0	0.0	16.0	0.0	0.0	2	32.4	0.0	32.4	0.0	0.0	0.0	32.4
	中学校 計	1,886.5	1,801.3	91.9	796.2	535.0	16.0	315.1	47.1	26	1,039.2	193.9	248.1	597.2	768.2	184.2	86.8
1	屋我地幼稚園	73.2	73.2	0.0	44.0	0.0	0.0	29.2	0.0	1	44.0	0.0	0.0	44.0	44.0	0.0	0.0
2	真喜屋幼稚園	24.4	24.4	0.0	24.4	0.0	0.0	0.0	0.0	2	24.4	0.0	0.0	24.4	13.4	11.0	0.0
3	羽地幼稚園	78.9	78.9	0.0	49.3	26.2	0.0	3.4	0.0	2	49.3	0.0	49.3	0.0	49.3	0.0	0.0
4	稲田幼稚園	124.1	124.1	0.0	0.0	84.8	0.0	39.3	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5	安和幼稚園	35.2	35.2	0.0	35.2	0.0	0.0	0.0	0.0	3	35.2	0.0	35.2	0.0	0.0	35.2	0.0
6	屋部幼稚園	31.8	31.8	0.0	4.0	0.0	0.0	27.8	0.0	2	4.0	4.0	0.0	0.0	4.0	0.0	0.0
7	大宮幼稚園	47.5	47.5	0.0	47.5	0.0	0.0	0.0	0.0	3	47.5	0.0	47.5	0.0	0.0	47.5	0.0
8	名護幼稚園	62.1	0.0	全整備完了													
9	東江幼稚園	295.7	268.6	0.0	62.1	158.4	0.0	48.1	0.0	1	62.1	0.0	62.1	0.0	0.0	62.1	0.0
10	瀬喜田幼稚園	23.7	23.7	0.0	23.7	0.0	0.0	0.0	0.0	1	23.7	23.7	0.0	0.0	0.0	23.7	0.0
11	久辺幼稚園	47.0	47.0	0.0	47.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3	47.0	0.0	0.0	47.0	17.0	30.0	0.0
12	大北幼稚園	16.1	16.1	16.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1	16.1	0.0	0.0	16.1	0.0	16.1	0.0
	幼稚園 計	859.7	770.5	16.1	337.2	269.4	0.0	147.8	0.0	19	353.3	27.7	194.1	131.5	127.7	225.6	0.0
1	緑風学園	103.5	95.8	0.0	8.5	28.3	0.0	59.0	0.0	2	11.5	11.5	0.0	0.0	0.0	11.5	0.0
2	屋我地ひるぎ学園	279.5	256.9	0.0	228.6	28.3	0.0	0.0	0.0	10	240.0	73.9	83.1	83.0	188.3	51.7	0.0
	一貫校 計	383.0	352.7	0.0	237.1	56.6	0.0	59.0	0.0	12	251.5	85.4	83.1	83.0	188.3	63.2	0.0
	校/園 合計	6,053.3	5,694.6	217.1	2,742.7	1,777.8	44.6	857.0	55.4	120	3,294.9	637.6	1,293.4	1,363.9	1,706.1	1,330.3	258.5

【参考資料-3】実施計画表(10カ年計画)

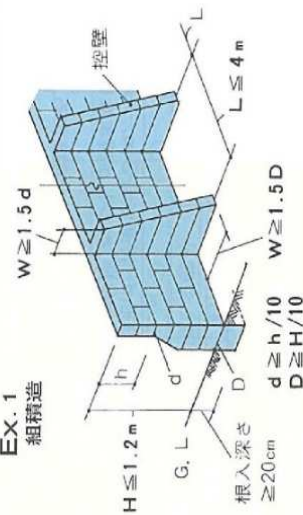
順	学校/幼稚園	整備対象場			実 施 計 画 (10カ年計画)										延長(m)	
		枝番	箇所	延長(m)	種別	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	
		45		1,246.5												
1	真喜屋小学校	⑦⑨⑩	3	57.8	設計	57.8										
					工事	57.8										
2	羽地小学校	④⑤⑥ ⑦⑧	5	161.5	設計			161.5								
					工事				53.8	53.8	53.9					
3	稲田小学校				設計											
					工事											
4	安和小学校	⑫ ⑬-1	2	21.4	設計						21.4					
					工事							21.4				
5	屋部小学校				設計											
					工事											
6	中山分校	ブロック塀無存置														
7	大宮小学校				設計											
					工事											
8	名護小学校				設計											
					工事											
9	東江小学校				設計											
					工事											
10	瀬喜田小学校	④	1	13.4	設計						13.4					
					工事							13.4				
11	久辺小学校	②～⑥-1 ⑩⑪⑬-2 ～⑮	11	247.3	設計	247.3										
					工事		247.3									
12	大北小学校	ブロック塀無存置														
	小学校 計		22	501.4	設計	305.1	0.0	161.5	0.0	0.0	34.8	0.0	0.0	0.0	0.0	
					工事	57.8	247.3	0.0	53.8	53.8	53.9	34.8	0.0	0.0	0.0	
1	屋我地中学校 (財産処分予定)				設計											
					工事											
2	羽地中学校	①	1	21.1	設計	21.1										
					工事		21.1									
3	屋部中学校	②-1 ②-2 ③	3	20.5	設計								20.5			
					工事									20.5		
4	名護中学校	⑮	1	54.4	設計	54.4										
					工事			54.4								
5	久辺中学校	⑦⑨⑩	3	460.0	設計		460.0									
					工事			460.0								
6	東江中学校	① ②-1 ②-2	3	46.3	設計								46.3			
					工事									46.3		
7	大宮中学校				設計											
					工事											
	中学校 計		11	602.3	設計	75.5	460.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.8	0.0	0.0	
					工事	0.0	21.1	514.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.5	46.3	
1	屋我地幼稚園				設計											
					工事											
2	真喜屋幼稚園				設計											
					工事											
3	羽地幼稚園				設計											
					工事											
4	稲田幼稚園				設計											
					工事											
5	安和幼稚園				設計											
					工事											
6	屋部幼稚園	①②	2	4.0	設計							4.0				
					工事								4.0			
7	大宮幼稚園				設計											
					工事											
8	名護幼稚園	全整備完了														
9	東江幼稚園				設計											
					工事											
10	瀬喜田幼稚園	①	1	23.7	設計							23.7				
					工事								23.7			
11	久辺幼稚園	①②③	3	47.0	設計		47.0									
					工事			47.0								
12	大北幼稚園	①	1	16.1	設計							16.1				
					工事								16.1			
	幼稚園 計		7	90.8	設計	0.0	47.0	0.0	0.0	0.0	0.0	43.8	0.0	0.0	0.0	
					工事	0.0	0.0	47.0	0.0	0.0	0.0	0.0	43.8	0.0	0.0	
1	緑風学園	⑤⑥	2	11.5	設計							11.5				
					工事								11.5			
2	屋我地ひるぎ学園	⑥-2 ⑧⑨	3	40.5	設計									40.5		
					工事										40.5	
	一貫校 計		5	52.0	設計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.5	40.5	0.0	0.0	
					工事	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.5	40.5	0.0	
	校/園 合計		45	1246.5	設計	380.6	507.0	161.5	0.0	0.0	34.8	55.3	107.3	0.0	0.0	
					工事	57.8	268.4	561.4	53.8	53.8	53.9	34.8	55.3	61.0	46.3	
事業費(千円)					280,414	42,064	96,794	79,496	8,182	8,182	9,284	6,587	12,410	11,640	5,775	

●組積造・補強コンクリートブロック造の塀			
構造	区分	組積造 (▶建令61)	補強コンクリートブロック造 (▶建令62の8)
1. 高さ	(H)	$H \leq 1.2m$	$H \leq 2.2m$
2. 壁の厚さ	(d)	$d \geq (\text{各部分から壁頂までの垂直距離}) \times 1/10$	$d \geq 15cm$ (ただし、 $H \leq 2m$ のとき $d \geq 10cm$) ※
3. 控壁	間隔 (L)	$L \leq 4m$	$L \leq 3.4m$
	突出 (W)	$W \geq 1.5d$ (ただし、壁厚が規定の1.5倍以上のときは除く)	$W \geq H/5$
4. 基礎	鉄筋		9mm以上
	根入深さ	$\geq 20cm$	$\geq 30cm$
	丈		$\geq 35cm$
5. 鉄筋	壁頂・基礎		横筋 9mm以上
	壁端・隅角部		縦筋 9mm以上
	壁内		縦筋・横筋 9mm以上、間隔80cm以下
備考	末端・定着	●控壁は、壁の厚さ (D, d) が最少必要厚の1.5倍以上ある場合は不要、なお、木造は認められない。 ●目地は芋目地としないこと。	●補造計算によりその安全が確かめられた場合には、上表によらずともよい (▶H12建告1355)。 ●高さ1.2m以下の塀の場合、上表の3. 控壁、4. 基礎の規定を適用しない。

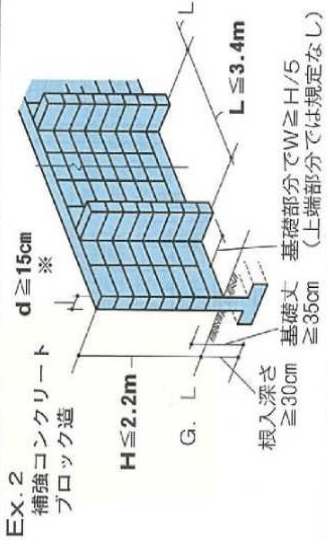
memo.
避難路沿道で、前面道路に面する部分の長さが25mを超え、かつ下図に該当するブロック塀等は、耐震診断が義務化された (▶耐震改修令4)。



EX. 1
組積造



EX. 2
補強コンクリート
ブロック造



縦目地の空胴部はモルタル又はコンクリートで埋めること

④▶建令61、62の8

組積造・補強コンクリートブロック造の塀

一般構造規定

40 - 25